

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 田 中 齊
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
農林水産部 農林水産課	11月30日	12月12日～ 2月13日	1月16日
農林水産部 農政課	11月30日	12月12日～ 2月13日	1月16日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

農林水産課

注意事項

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書書式は引用条項を修正した新版が契約検査課掲示板に掲示されたが、修正前の書式で作成されている契約書があった。そのため、「談合等に係る契約解除」に関する引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

【内容】

- ・令和7年度 酒田市有林管理業務委託（若宮町・緑ヶ丘・八間山）

農政課

注意事項

【補助金等の支出】

○補助事業に係る実績報告書の確認が不十分なもの

酒田市鳥海南麓土壌改良支援事業費補助金交付要綱第4条では、堆肥等の導入による土壌改良事業に対する補助金額は、事業に要する経費の2分の1以内で、予算の範囲内で市長が決定すると定められている。交付対象者であるA者は、対象経費として400,000円を申請し、令和6年4月3日付けで補助金額200,000円が交付決定された。その後、A者は実績報告書において対象経費466,980円を報告したが、最終的な補助確定額は対象経費の2分の1である233,490円ではなく、交付決定時と同額の200,000円であった。補助金額の確定にあたっては、A者が実績報告書に記載した200,000円をもって確定額としていたものだが、本来であれば、予算の範囲内で変更交付申請を促すなどの対応も考慮されるべきであった。

今後は、実績報告書の内容を十分に確認し事務処理を行うこと。